

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月21日に提起した情報不存在通知処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する

主 文

令和3年12月17日付3熊広第571号により行った不存在決定処分を取り消し、当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、改めて公開決定を行う。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・個人情報保護条例施行後、個人情報取扱事務登録簿に記載していない個人情報の対象者から記載していない個人情報の記録項目を本人以外から収集した事実がある個人情報取扱事務登録簿及び本人以外からの個人情報収集届出書
- 2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊広第571号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年1月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも保育課が所掌する登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）及び実施機関が作成した「本人以外から

の個人情報収集届出書（令和3年6月30日付け3熊保育第862号）（以下「当該届出書」という。）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から児童の個人情報を収集しており、実施機関が作成した「本人以外からの個人情報収集届出書」にも記載されているものの、当該登録簿の個人情報の対象者の範囲は、「委員」としか記載されていない。
- (2) 選定事務において、実施機関は応募事業者から児童の病歴や障害に関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集しているにもかかわらず、当該登録簿の個人情報記録項目の「思想、信仰、信条等」の欄に記載がされていない。なお、これらの個人情報を実施機関が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と実施機関の双方の合意のもと双方で録音している。
- (3) 当該登録簿が令和2年10月19日に変更されているものの、選定事務における受付期間は令和2年8月19日から9月18日までであり、変更前の当該登録簿を根拠として応募事業者から個人情報を収集している。
- (4) 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の規定に基づき、個人情報を収集する前に作成し、一般の縦覧に供しなければならないものであり、個人情報取扱事務登録簿を変更する前に収集した個人情報について、変更後の登録簿を個人情報収集の根拠とすることはできないと考える。
- (5) 本件情報公開請求は実施機関が個人情報を収集するにあたり、応募事業者が法令に抵触せず、かつ倫理上の問題も生じさせずに個人情報を提供できるものであるかを実施機関が検討した内容やその検討結果及びその検討をするために使用した情報の公開を求めているものである。個人情報保護条例において、町はその業務遂行に必要（同条例第7条第4項に該当する個人情報にあつては必要不可欠）と認めた個人情報しか収集することはできない。当然、個人情報を収集する前に、収集しようとする個人情報が必要（又は必要不可欠）であるかの判断をしなければならないと考える。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

審査請求人が主張する、保育課が所掌する当該登録簿と当該届出書についてであるが、次のとおりである。

- (1) 当該登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含し網羅していると捉え、包括的に登録していると考えている。よって、作成当初から適正なものである。
- (2) 令和2年10月19日に変更の登録簿に関しては、同年10月16日の審査請求人との面談の中で、個人情報保護条例所管課より住民にわかりやすい登録簿とすべく対応することを申し出し、同年10月19日付けで修正を行ったものであり、個人情報の取扱は平成30年4月1日の適正な登録簿を根拠に行っている。加えて、当該登録簿は一般の縦覧にも供している。よって、請求に該当する登録簿は存在しないものとした。
- (3) 当該届出書については、届出時期は個人情報の収集後ではあるが、これは無届状態の是正のために行ったものであり、一般の縦覧に供することで、届出の主たる目的である一般への周知は達成していると考える。また、届出の趣旨は、個人情報の本人収集の原則に対して、本人以外から収集した場合の各事項を一般に縦覧することが目的であるが、登録簿の縦覧を

もって一定の目的の代用ができていると考える。よって、請求に該当する届出書は存在しないものとした。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、少なくとも当該登録簿及び当該届出書が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考えられるため、本件審査請求の争点となる文書は存在すると主張している。一方、実施機関においては、個人情報の取扱いは平成30年4月1日の適正な登録簿を根拠に行っており、加えて、当該登録簿は一般の縦覧にも供していること、届出時期は個人情報の収集後ではあるが、これは無届状態の是正のために行ったものであり、一般の縦覧に供することで、届出の主たる目的である一般への周知は達成していると考えことから、本件公開請求に該当する個人情報取扱事務登録簿及び本人以外からの個人情報収集届出書は存在しないと主張している。

審査請求人が情報公開請求する登録簿及び届出書を実施機関が特定できているか否かが争点である。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関の、「当該登録簿が情報公開請求の対象となり、当該登録簿は個人情報保護条例第7条第3項各号の内容を包含していると捉えているため、本件公開請求に該当する個人情報取扱事務登録簿及び個人情報収集届出書は存在しない」という主張について、当審査会において、実施機関に資料請求を行い、本文書を見分したところ、平成30年4月1日登録の登録簿によって令和2年度の町立保育所民営化移管事業応募者から個人情報を収集しており、収集した個人情報を確認すると、個人の記録に関する情報、児童の個人写真、保育士の写真などであった。

これらの収集した個人情報は、当該登録簿の個人情報記録項目に該当する旨のチェックは入っていないことから、当該登録簿は個人情報保護条例第6条第1項で定める届出項目を満たしておらず、実施機関が主張する、当該情報を包含している、とは認めがたいものであることから、実施機関は、当該請求にかかる情報の特定ができていないと判断する。

したがって、本件処分に係る不存在決定を取り消し、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行うべきである。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、本件処分に係る不存在決定を取り消し、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行うべきであると判断する。よって、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月17日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。